

ベビーシッター(事業者連携型/待機児童対策)

利用者負担額補助金の利用案内

事業の詳細については、必ず区ホームページをご参照ください。

1 対象者

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型/待機児童対策）を活用する児童の保護者

2 対象となる要件

(1)対象児童

令和5年(2023年)4月2日以降に出生した児童

(2)対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までのご利用分

(3)補助対象額

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)（1時間あたり150円）のみが補助対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費その他保育サービスの提供に付随する料金は補助対象外です。

(4)補助上限額

月額33,000円

3 補助金請求までの流れ

ベビーシッター（事業者連携型/待機児童対策）ご利用後に以下の手続きを行ってください

- (1) ベビーシッター事業者から「領収書」及び「利用明細書等」の交付を受けてください。
- (2) 【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

4 申請方法

次の書類を、江戸川区子育て支援課計画係へ郵送又は窓口にてご提出ください。

【提出書類】

① ベビーシッター補助金交付申請書(令和8年度版)

② 領収書

③ 利用明細書(利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳がわかるもの)

※領収書で内容(利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳)が確認できる場合は、省略可能です。

※②～③はベビーシッター事業者が発行

5 書類提出期限及び交付スケジュール

交付回	対象期間	提出期限	交付予定日
第1回	令和8年4月、5月利用分	令和8年7月10日まで ※消印有効	令和8年7月末
第2回	令和8年6月、7月利用分	令和8年9月10日まで ※消印有効	令和8年9月末
第3回	令和8年8月、9月利用分	令和8年11月10日まで ※消印有効	令和8年11月末
第4回	令和8年10月、11月利用分	令和9年1月8日まで ※消印有効	令和9年1月末
第5回	令和8年12月、令和9年1月利用分	令和9年3月10日まで ※消印有効	令和9年3月末
第6回	令和9年2月、3月利用分	最終締切日 令和9年4月15日まで ※消印有効	令和9年5月末

最終締切日までであれば、当該年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日)利用分は申請可能となりますが、原則は上記に定める提出期限までにご提出ください。**最終締切日(令和9年4月15日)を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付することができません。**なお、領収書の発行に時間がかかるなどの事情により、提出期限に間に合わない場合は下記担当にご連絡ください。※申請書が提出期限内に提出された場合であっても、書類不備等により交付予定日に支給できない場合があります。

【担当】

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係(本庁舎東棟3階7番窓口)

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1

電話番号：03-5662-0659